

士幌町長
小林 康雄 殿

環境監査報告書

平成18年11月8日

主任監査員 多岐良康彦

副主任監査員 東村達夫

副主任監査員 小林 宏

小松繁雄 佐藤宣光
大西麻子 蓮端雄伸
鈴木佳子 谷口正典
池本悦江 寺田和也
山岸孝子 高木康弘
橋本洋介 原屋 進
金森秀文 江崎美枝子
沢多野義弘

L A S－E実施項目の監査結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査日時

平成18年11月7日（火）～8日（水）

2. 監査対象施設

本庁舎：12 実行部門、外部施設：25 実行部門 計 37 実行部門 および環境政策推進本部

3. L A S－E 監査内容

実施項目監査

①エコアクション（環境活動）部門 第1ステージ

A101, A102, A103, A104, A105, A106, A107, A108, A109

②エコマネジメント（環境経営）部門 第1ステージ

B101, B102, B103, B104, B105, B106, B107, B108, B109

③エコガバナンス（環境自治）部門 第1ステージ

C101, C102, C103, C104, C105, C106

4. 監査結果

(総合所見)

監査の結果、今回、監査対象となった環境自治体スタンダード(LAS-E)共通実施項目の24項目中、22項目が○、エコマネジメント部門の B106(環境に関する研修)については×、同部門 B109(職員または部門単位での環境配慮行動の把握)、エコアクション部門 A108(常駐業者への協力要請)が△と評価しました。

全体的に、職員の皆さんは、監査を受けるにあたりよく勉強をされていました。

また、特に保育園をはじめとする施設など、部署によってはマニュアルにある以上の創意工夫のある取組が認められました。優れた取組については、他の部署も見習うべきであり、全部署への波及を図り、全体の取組水準の更なる向上を期待します。

監査への参加を通じ、監査員側も勉強になり、この経験を家庭での取組につなげたいとの住民監査員意見も出ております。

地域への波及という面でも、こうした取組は継続が大事ですので、今回の指摘事項の改善および更なるステップアップを目指し、継続的に取組を改善していくことを期待します。

<事務局への改善要望事項>

いくつかの取組について、取組を徹底、見直しをご検討願います。

・ 部署によっては、目標の達成が困難な状況下にある部署もありますので、部署毎の実態に合わせた目標設定についてもご検討下さい。

・ A108 については取組の徹底をお願いします。

・ B106 に関して職場研修の取組方法の明確化および徹底、B109 について個人または部署別のチェックリストの取組を徹底されるようお願いします。

5. 共通実施項目判定結果

ステ ージ	部 門	No.	内 容	実施率 等 (◎または○)	評価 結果
第 1 ス テ ー ジ	エコ ア ク シ ョ ン 部 門	A101	本庁舎や分庁舎におけるオフィス活動における省エネ・省資源、リサイクル、グリーン購入などを実施するとともに、関係法令を遵守している	100%	○
		A102	学校、給食センター、保育園など教育・保育部門での省エネ・省資源、リサイクル、グリーン購入などを実施するとともに、関係法令を遵守している	97%	○
		A103	公民館、図書館、市民会館など、市民利用施設での省エネ・省資源、リサイクル、グリーン購入などを実施するとともに、関係法令を遵守している	100%	○
		A104	病院、保健所、高齢者福祉施設など、医療福祉部門での省エネ・省資源、廃棄物削減、リサイクル、自然エネルギー利用、グリーン購入などを実施するとともに、関係法令を遵守している	100%	○
		A105	消防庁舎、上下水道施設、清掃工場など供給処理施設の事務部門における省エネ・省資源、廃棄物削減、リサイクル、自然エネルギー利用、グリーン購入などを実施するとともに、関係法令を遵守している	100%	○
		A106	公用車利用による環境影響の抑制(職員の勤務中の公用車利用の抑制、低公害車の導入や自転車の利用など)を実施している	100%	○
		A107	職員の通勤時の直接的環境影響の低減(マイカー使用の抑制、公共輸送機関や自転車の使用など)を実施している	100%	○
		A108	庁舎内に常駐・常在する業者(庁舎・施設管理業者、食堂・売店等)への環境配慮の指導・要請を実施している	70%	△
		A109	庁舎・施設へ出入りする業者への環境配慮の協力要請を行っている	88%	○
	エコ マ ネ ジ メ ン ト 部 門	B101	環境面での取組みの基本方針を定めており、職員がそれを認識・理解している	100%	○
		B102	事務活動に伴う環境への影響の内容を把握し、職員がこれを認識・理解している	90%	○
		B103	組織や職員が環境に関する目標(独自目標)について、認識・理解している	100%	○
		B104	環境への取組みに関する組織体制・責任体制が明確になっている	100%	○
		B105	庁内事務活動の環境への取組みに関する部門間の協議組織が設置されており、これが定期的に開催されている	100%	○
		B106	すべての職員が環境に関する教育を定期的に受けている	38%	×
		B107	首長と環境に関する協議組織が、環境マネジメントシステムに関することや環境政策全般について定期的に協議している	100%	○
		B108	事務活動に伴う環境負荷の発生量(エネルギーや水・紙の消費量、ごみの排出量など)を定量的・定期的に把握している	100%	○
		B109	職員または部門単位で環境配慮行動(省エネ、廃棄物削減など)の実施状況を定期的に把握している	76%	△
	エコ ガ バ ナ ン ス 部 門	C101	環境に関する取組みの基本指針または宣言について一般に公開・提供している	100%	○
		C102	環境に関する目標の達成状況に関する情報を定期的に公開・提供している	100%	○
		C103	環境に関連する計画(環境基本計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、ごみ処理基本計画など)の内容を公開・提供している	100%	○
		C104	環境に関連する計画(環境基本計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、ごみ処理基本計画など)の策定・運用にあたり、途中経過を率先して提供している	100%	○
		C105	環境を保全・改善する施策・事業(公園・緑地整備、水辺整備など)について、その内容を公開・提供するしくみがある	100%	○
		C106	環境にマイナスの影響のある事業(道路建設、ごみ処分場建設、宅地造成など)について、その内容を公開・提供するしくみがある	100%	○